

平成 26 年 7 月 10 日

江戸川区工事登録業者各位

入札制度の改正について（お知らせ）

江戸川区では、平成 26 年 7 月 10 日以降に初度の公表を開始する工事等発注分から、下記のとおり入札制度の改正を実施いたしますので、お知らせいたします。

記

江戸川区では希望型指名競争入札において、入札参加希望者が 2 者以上に満たない場合は、入札参加要件を緩和して、最大 2 回まで工事等発注票の公表を延長できる『3 段階方式』を実施しています。（別紙「3 段階方式の概要」参照）

このたび「江戸川区工事請負業者指名基準」の第 8 条を以下のとおり改正したことに伴い、一定の条件を満たす場合において 2 者未満であっても入札ができるようになりました。

江戸川区工事請負業者指名基準（抜粋）

改正後	改正前
第 8 条 希望型指名競争入札における指名業者数は、2 者以上とする。 <u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名数を減ずることができる。</u> <u>一 高度の技術を要する工事であること</u> <u>二 江戸川区以外の地域で施工される工事であること</u> <u>三 前二号のほか工事の業種、性質又は目的により 2 者以上を指名することができないとき</u> <u>四 再度の募集においても 2 者以上の応募者が得られないとき</u>	第 8 条 希望型指名競争入札における指名業者数は、2 者以上とする。

なお、上記以外に以下の規則等も平成 26 年 7 月 10 日付で改正します。

「江戸川区契約事務規則」、「江戸川区公共工事等の事前公表及び希望制度実施要領」

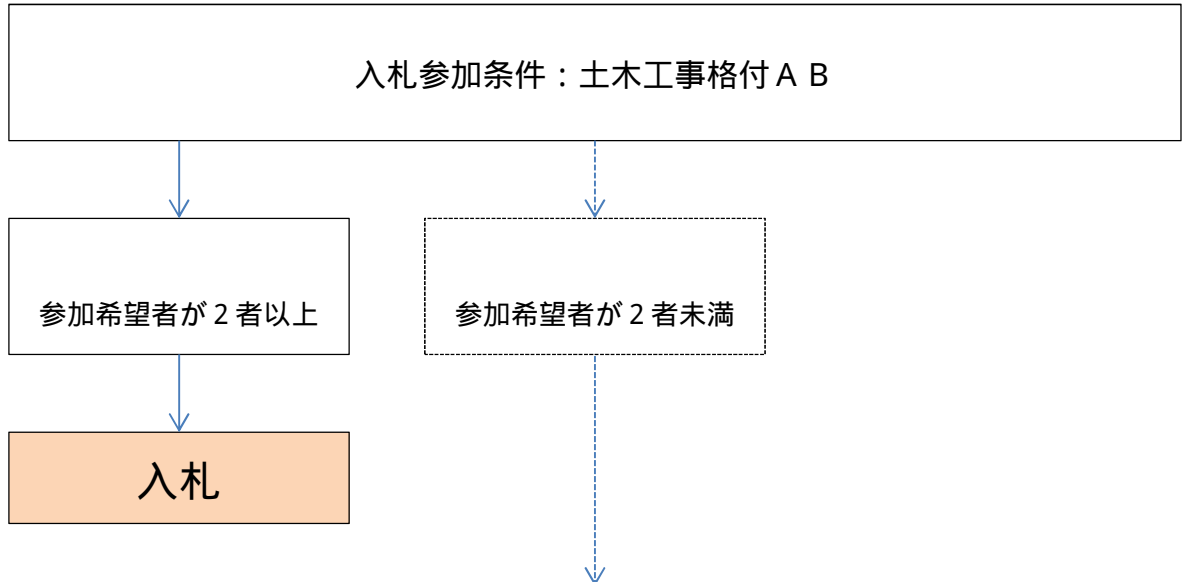
3段階方式の概要

平成26年7月10日

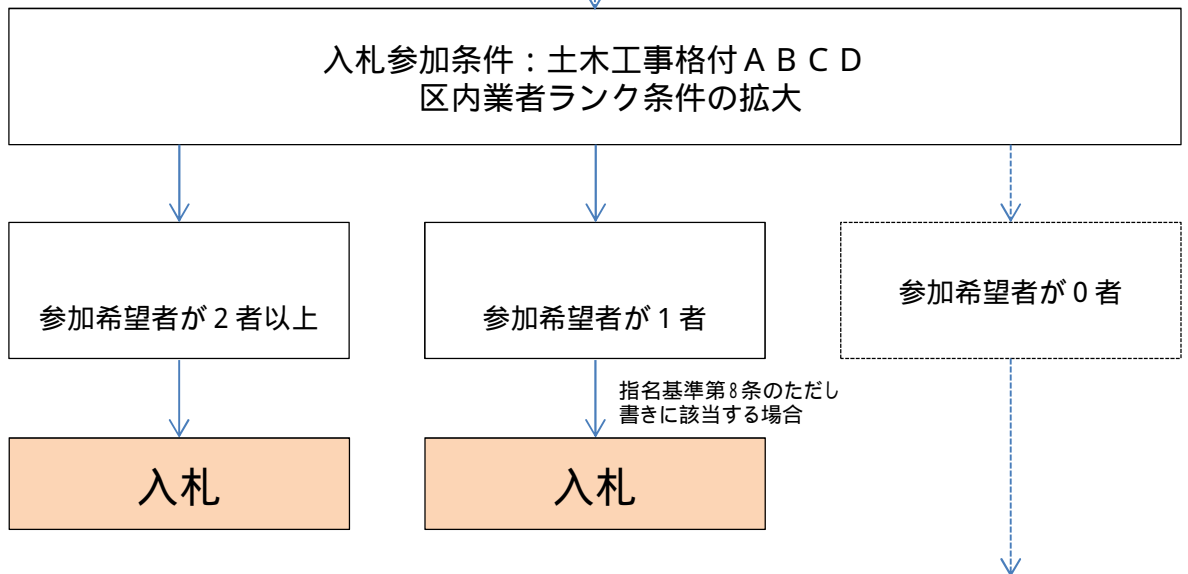
例) 土木工事で設計金額が6,000万円以上の案件の場合

以下に示す入札参加条件はあくまでも例であり、条件は案件ごとに異なります。

【第1段階】



【第2段階】



【第3段階】

